

長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）

改正案	現行
<p>（営業の免許の申請等）</p> <p>第一条 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号。以下「法」という。）第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする株式会社は、取締役（指名委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）全員が署名した免許申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該株式会社に関する次に掲げる書面</p> <p>イ 二 （略）</p> <p>ホ 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役及び指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の履歴書</p> <p>へ 又 （略）</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（長期信用銀行の子会社の範囲等）</p> <p>第四条の五 （略）</p> <p>2 7 （略）</p>	<p>（営業の免許の申請等）</p> <p>第一条 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号。以下「法」という。）第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする株式会社は、取締役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）全員が署名した免許申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該株式会社に関する次に掲げる書面</p> <p>イ 二 （略）</p> <p>ホ 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書</p> <p>へ 又 （略）</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（長期信用銀行の子会社の範囲等）</p> <p>第四条の五 （略）</p> <p>2 7 （略）</p>

8 法第十三条の二第四項第八号二に規定する内閣府令で定めるものは、当該銀行の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十三号に規定する持株会社とする。

9 (略)

(長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者にならうとする場合の認可の申請等)

第五条の二の三 法第十六条の二の二第一項各号に掲げる取引又は行為により一の長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者にならうとする会社その他の法人は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該法人に関する次に掲げる書面(当該法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書面の一部がない場合は、当該書面に相当する書)

イ・ロ (略)

八 取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役)の履歴書

二一ヲ (略)

三二六 (略)

8 法第十三条の二第四項第八号二に規定する内閣府令で定めるものは、当該銀行の子会社である信託兼営銀行又は信託会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十三号に規定する持株会社とする。

9 (略)

(長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者にならうとする場合の認可の申請等)

第五条の二の三 法第十六条の二の二第一項各号に掲げる取引又は行為により一の長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者にならうとする会社その他の法人は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該法人に関する次に掲げる書面(当該法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書面の一部がない場合は、当該書面に相当する書)

イ・ロ (略)

八 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の履歴書

二一ヲ (略)

三二六 (略)

2 (略)

3 一の長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する会社その他の法人の設立をしようとする者は、法第十六条の二の二第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該認可を受けて設立される会社その他の法人(以下この項において「設立法人」という。)に関する次に掲げる書面(当該設立法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書面の一部がない場合は、当該書面に相当する書面)

イ (略)

ロ 取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役及び指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役)の履歴書

ハ〜ル (略)

三〜六 (略)

4〜6 (略)

(長期信用銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等)

第五条の二の六 長期信用銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社は、法第十六条の二の四第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官

2 (略)

3 一の長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する会社その他の法人の設立をしようとする者は、法第十六条の二の二第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該認可を受けて設立される会社その他の法人(以下この項において「設立法人」という。)に関する次に掲げる書面(当該設立法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書面の一部がない場合は、当該書面に相当する書面)

イ (略)

ロ 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の履歴書

ハ〜ル (略)

三〜六 (略)

4〜6 (略)

(長期信用銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等)

第五条の二の六 長期信用銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社は、法第十六条の二の四第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官

を經由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 当該会社に関する次に掲げる書面
  - イ・ロ (略)
  - ハ 取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役)の履歴書
  - ニール (略)
  - 三丁六 (略)
- 2 長期信用銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、法第十六条の二の四第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を經由して内閣総理大臣に提出しなければならない。
  - 一 (略)
  - 二 当該認可を受けて設立される会社(以下この項において「設立会社」という。)に関する次に掲げる書面
    - イ (略)
    - ロ 取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役)の履歴書
    - ハ又 (略)
    - 三丁六 (略)
- 3 〓 6 (略)

を經由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 当該会社に関する次に掲げる書面
  - イ・ロ (略)
  - ハ 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の履歴書
  - ニール (略)
  - 三丁六 (略)
- 2 長期信用銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、法第十六条の二の四第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を經由して内閣総理大臣に提出しなければならない。
  - 一 (略)
  - 二 当該認可を受けて設立される会社(以下この項において「設立会社」という。)に関する次に掲げる書面
    - イ (略)
    - ロ 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の履歴書
    - ハ又 (略)
    - 三丁六 (略)
- 3 〓 6 (略)

(取締役等の兼職の認可の申請等)

第八条 長期信用銀行の常務に従事する取締役(指名委員会等設置会社にあつては、執行役。次項において同じ。)は、銀行法第七条第一項の規定により、他の会社の常務に従事することについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付し、当該長期信用銀行を経由して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇五 (略)

2 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第十八条の二 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項(中間事業年度(銀行法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。))に係る説明書類(以下「中間説明書類」という。))にあつては、第一号イ及びハからチまで、第二号、第三号ロ(1)、第四号、第五号チ並びに第六号に掲げる事項を除く。)とする。

一 長期信用銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

八 取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役及び指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役)の氏名及び役職名

二〇ト (略)

(取締役等の兼職の認可の申請等)

第八条 長期信用銀行の常務に従事する取締役(委員会設置会社にあつては、執行役。次項において同じ。)は、銀行法第七条第一項の規定により、他の会社の常務に従事することについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付し、当該長期信用銀行を経由して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇五 (略)

2 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第十八条の二 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項(中間事業年度(銀行法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。))に係る説明書類(以下「中間説明書類」という。))にあつては、第一号イ及びハからチまで、第二号、第三号ロ(1)、第四号、第五号チ並びに第六号に掲げる事項を除く。)とする。

一 長期信用銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

八 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の氏名及び役職名

二〇ト (略)

二丁七 (略)

2 (略)

(合併の認可の申請)

第二十一条 長期信用銀行は、銀行法第三十条第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇八 (略)

九 合併後存続する長期信用銀行又は合併により設立される長期信用銀行の定款、取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役)の履歴書、営業所の位置及び当該長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者の当該長期信用銀行のために長期信用銀行代理業を営む営業所又は事務所の設置の状況を記載した書面並びに合併後における収支及び単体自己資本比率の見込みを記載した書面

九の二丁十四 (略)

(会社分割の認可の申請)

第二十一条の二 長期信用銀行は、銀行法第三十条第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇七 (略)

二丁七 (略)

2 (略)

(合併の認可の申請)

第二十一条 長期信用銀行は、銀行法第三十条第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇八 (略)

九 合併後存続する長期信用銀行又は合併により設立される長期信用銀行の定款、取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の履歴書、営業所の位置及び当該長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者の当該長期信用銀行のために長期信用銀行代理業を営む営業所又は事務所の設置の状況を記載した書面並びに合併後における収支及び単体自己資本比率の見込みを記載した書面

九の二丁十四 (略)

(会社分割の認可の申請)

第二十一条の二 長期信用銀行は、銀行法第三十条第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇七 (略)

七の二 会社分割をする会社が新株予約権を発行している場合であつて、会社法第七百五十八条第五号又は第七百六十三条第一項第十号に規定する場合には、同法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

八 (略)

九 当該会社分割を行つた後における長期信用銀行の定款、取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の履歴書、営業所の位置及び当該長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者の当該長期信用銀行のために長期信用銀行代理業を営む営業所又は事務所の設置の状況を記載した書面並びに収支及び単体自己資本比率の見込みを記載した書面

九の二了十五 (略)

(廃業及び解散等の認可の申請)

第二十三条 長期信用銀行は、銀行法第三十七条第一項の規定による長期信用銀行の業務の廃止、合併又は解散の認可を受けようとするときは、認可申請書に、次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 合併

イ (略)

七の二 会社分割をする会社が新株予約権を発行している場合であつて、会社法第七百五十八条第五号又は第七百六十三条第十号に規定する場合には、同法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

八 (略)

九 当該会社分割を行つた後における長期信用銀行の定款、取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書、営業所の位置及び当該長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者の当該長期信用銀行のために長期信用銀行代理業を営む営業所又は事務所の設置の状況を記載した書面並びに収支及び単体自己資本比率の見込みを記載した書面

九の二了十五 (略)

(廃業及び解散等の認可の申請)

第二十三条 長期信用銀行は、銀行法第三十七条第一項の規定による長期信用銀行の業務の廃止、合併又は解散の認可を受けようとするときは、認可申請書に、次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 合併

イ (略)

□ 合併後存続する会社又は合併により設立される会社の定款並びに取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の履歴書

八・二（略）

（長期信用銀行持株会社の取締役の兼職の認可の申請）

第二十五条の二十九 長期信用銀行持株会社の常務に従事する取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役、外国所在長期信用銀行持株会社（長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社であつて、法第十六条の二の四第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。以下同じ。）にあつては当該外国所在長期信用銀行持株会社の常務に従事する取締役若しくは執行役又はこれらに類する職にある者。次項において同じ。）は、銀行法第五十二条の十九第一項の規定により、他の会社の常務に従事することについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付し、当該長期信用銀行持株会社を経由して金融庁長官に提出しなければならない。

一～五（略）

2（略）

（長期信用銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

□ 合併後存続する会社又は合併により設立される会社の定款並びに取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書

八・二（略）

（長期信用銀行持株会社の取締役の兼職の認可の申請）

第二十五条の二十九 長期信用銀行持株会社の常務に従事する取締役（委員会設置会社にあつては執行役、外国所在長期信用銀行持株会社（長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社であつて、法第十六条の二の四第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。以下同じ。）にあつては当該外国所在長期信用銀行持株会社の常務に従事する取締役若しくは執行役又はこれらに類する職にある者。次項において同じ。）は、銀行法第五十二条の十九第一項の規定により、他の会社の常務に従事することについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付し、当該長期信用銀行持株会社を経由して金融庁長官に提出しなければならない。

一～五（略）

2（略）

（長期信用銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第二十五条の八の二 銀行法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号イ、二及びホ、第二号、第四号ホ並びに第五号に掲げる事項を除く。）とする。

一 長期信用銀行持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項  
イ〜ハ（略）

二 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の氏名及び役職名

ホ（略）

二丁六（略）

2〜4（略）

（長期信用銀行持株会社に係る合併の認可の申請）

第二十五条の十 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の三五第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならぬ。

一〜八（略）

九 合併後存続する長期信用銀行持株会社の定款、取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の履歴書並びに事務所の位置を記載した書面並びに合併後における長期信用銀行持株会社及び

第二十五条の八の二 銀行法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号イ、二及びホ、第二号、第四号ホ並びに第五号に掲げる事項を除く。）とする。

一 長期信用銀行持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項  
イ〜ハ（略）

二 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名及び役職名

ホ（略）

二丁六（略）

2〜4（略）

（長期信用銀行持株会社に係る合併の認可の申請）

第二十五条の十 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の三五第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならぬ。

一〜八（略）

九 合併後存続する長期信用銀行持株会社の定款、取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書並びに事務所の位置を記載した書面並びに合併後における長期信用銀行持株会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見

その子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

九の二了十五 (略)

2・3 (略)

(長期信用銀行持株会社に係る会社分割の認可の申請)

第二十五条の十の二 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の三十五第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一七 (略)

七の二 会社分割をする会社が新株予約権を発行している場合であつて、会社法第七百五十八条第五号又は第七百六十三条第一項第十号に規定する場合には、同法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

八 (略)

九 当該会社分割を行った後における長期信用銀行持株会社の定款、取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役)の履歴書並びに事務所の位置を記載した書面並びに長期信用銀行持株会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

込みを記載した書面

九の二了十五 (略)

2・3 (略)

(長期信用銀行持株会社に係る会社分割の認可の申請)

第二十五条の十の二 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の三十五第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一七 (略)

七の二 会社分割をする会社が新株予約権を発行している場合であつて、会社法第七百五十八条第五号又は第七百六十三条第十号に規定する場合には、同法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

八 (略)

九 当該会社分割を行った後における長期信用銀行持株会社の定款、取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の履歴書並びに事務所の位置を記載した書面並びに長期信用銀行持株会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

九の二丁十六 (略)

2・3 (略)

(届出事項)

第二十六条 銀行法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 一の三 (略)

二 長期信用銀行を代表する取締役、長期信用銀行の常務に從事する取締役又は監査役(監査等委員会設置会社にあつては長期信用銀行を代表する取締役、長期信用銀行の常務に從事する取締役又は監査等委員(長期信用銀行の常務に從事する取締役を除く。)、指名委員会等設置会社にあつては長期信用銀行の常務に從事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員(長期信用銀行の常務に從事する取締役を除く。))。以下この号及び次号において「役員等」という。)を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合(次号に該当する場合を除く。)

二の二丁二十八 (略)

2 (略)

3 銀行法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 一の二 (略)

三 長期信用銀行持株会社を代表する取締役、長期信用銀行持株会社の常務に從事する取締役又は監査役(監査等委員会設置会社に

九の二丁十六 (略)

2・3 (略)

(届出事項)

第二十六条 銀行法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 一の三 (略)

二 長期信用銀行を代表する取締役、長期信用銀行の常務に從事する取締役又は監査役(委員会設置会社にあつては、長期信用銀行の常務に從事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員(長期信用銀行の常務に從事する取締役を除く。))。以下この号及び次号において「役員等」という。)を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合(次号に該当する場合を除く。)

二の二丁二十八 (略)

2 (略)

3 銀行法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 一の二 (略)

三 長期信用銀行持株会社を代表する取締役、長期信用銀行持株会社の常務に從事する取締役又は監査役(委員会設置会社にあつて

あつては長期信用銀行持株会社を代表する取締役、長期信用銀行持株会社の常務に従事する取締役又は監査等委員（長期信用銀行持株会社の常務に従事する取締役を除く。）、指名委員会等設置会社にあつては長期信用銀行持株会社の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（長期信用銀行持株会社の常務に従事する取締役を除く。）。以下この号及び次号において「役員等」という。）を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の二、二十四（略）

4～10（略）

（登記）

第二十六条の二（略）

2 その公告方法（会社法第二条第三十三号に規定する公告方法という。）が銀行法第五十七条第二号に掲げる方法である長期信用銀行及び長期信用銀行持株会社は、会社法第九百十一条第三項第二十八号イに掲げる事項であつて、中間決算公告等（銀行法第二十条第四項の規定により長期信用銀行が行う公告（同条第一項の事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書に関する公告を除く。）又は銀行法第五十二条の二十八第三項の規定により長期信用銀行持株会社が行う公告をいう。以下この項において同じ。）の内容である情報の提供を受けるものを、当該事項であつて中間決算公告等以外の公告の内容である情報の提供を受けるものと別に登記することができる。

は、長期信用銀行持株会社の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（長期信用銀行持株会社の常務に従事する取締役を除く。）。以下この号及び次号において「役員等」という。）を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の二、二十四（略）

4～10（略）

（登記）

第二十六条の二（略）

2 その公告方法（会社法第二条第三十三号に規定する公告方法という。）が銀行法第五十七条第二号に掲げる方法である長期信用銀行及び長期信用銀行持株会社は、会社法第九百十一条第三項第二十九号イに掲げる事項であつて、中間決算公告等（銀行法第二十条第四項の規定により長期信用銀行が行う公告（同条第一項の事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書に関する公告を除く。）又は銀行法第五十二条の二十八第三項の規定により長期信用銀行持株会社が行う公告をいう。以下この項において同じ。）の内容である情報の提供を受けるものを、当該事項であつて中間決算公告等以外の公告の内容である情報の提供を受けるものと別に登記することができる。

